四七　安全器材等の型式認定を取り消した件　二八　三　日号外　ページ

国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

二　租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件等の一部を改正する告示　二八　292　八

○警　察　庁

一　交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制及び広域緊急援助隊員の服制の一部を改正する告示　一四　279　三七

二　警備出動に従事する警察官等の服制を定めた件　一四　279　五一

○特定個人情報保護委員会

四　特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件　二二　287　一四

五　独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい等が発生した場合の対応についての一部を改正する件　二五　290　二四

六　事業者における特定個人情報の漏えい等が発生した場合の対応についての一部を改正する件　二五　290　二四

七　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する件　二五　290　二四

八　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件　二五　290　二五

○金　融　庁

七九　保険業法第二百九条の規定による届出に関する件　四　273　七

八〇　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第五項第一号及び第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等及び金融庁長官が別に定める比率　四　273　七

八一　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第五項第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する最終指定親会社及びその子法人等及び金融庁長官が別に定める比率　四　273　七

八二　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　二二　287　一四

八三　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件　二二　287　一五

八四　金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件　二五　290　二六

○金融庁、法務省、財務省

五　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　一四　二

六　〃　一四　三

○金融庁、農林水産省

八　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条の二第五項第二号に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率　四　273　八

○消費者庁

五　適格消費者団体を公示する件　九　六

○総　務　省

四二三　無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件　一　三

四二四　人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件の一部を改正する件　一　三

四二五　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件　二　三

四二六　登録証明機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件　二　三

四二七　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件、同法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　三　二

四二八　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　三　二

四二九　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　一〇　二

四三〇　政治資金規正法の規定により広域連合の規約の変更を許可した件　一〇　二

四三一　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　三　二

四三二　平成二十七年国勢調査の調査期間等の変更に関する告示　一一　三

四三三　地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件　一〇　二

四三四　平成二十七年総務省告示第三十一号の一部を訂正する件　一〇　二

四三五　個人企業経済調査の平成二十八年度調査地域を定める件　一六　二

四三六　電波法第百三条の二第二十七項に規定する納付受託者の指定を取り消した件　一七　二

四三七　電波法第四条第三項の規定に基づき電波法第三章に定める技術基準に相当する基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件　二一　二